

1-3 日本森林学会総会規則

(目的)

第1条 日本森林学会総会の運営は、法人法及び日本森林学会定款に定めるほか、この規則の定めによる。

(総会の招集の決定)

第2条 定款第24条第3項に基づいて会長が総会を招集する場合には、以下の事項を予め理事会で定める。

- (1) 総会の日時及び場所
 - (2) 総会の目的である決議事項及び報告事項
 - (3) 定款の変更、役員を選任、合併や事業の譲渡など、重要な事項における議案の概要
 - (4) 代理人による議決権を行使することを証明する文書、及びその提出期限(原則として総会の2日前)
- (計算書類等の代議員への提供)

第3条 会長は、定時総会の5日前までに、代議員に対し、理事会の承認を受けた計算書類及び事業報告並びに監査報告を提供しなければならない。

(総会の招集の通知)

第4条 定款第24条第3項による招集の通知を電磁的方法によって行う場合には、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行令」第1条に基づき、予め、代議員及び役員に対し、その用いる電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

(代議員提案権)

第5条 定款第24条第4項の定めに従い、議決権を有する2人以上の代議員は、一定の事項を総会の目的とすることを請求することができる。

- 2 代議員は、総会において、総会の目的である事項につき議案を提出することができる。
- 3 議決権を有する2人以上の代議員は、会長に対し、総会の日の2週間前までに、総会の目的である事項につき当該社員が提出しようとする議案の要領を、代議員に通知することを請求することができる。

(議決権の代理行使)

第6条 議決権の代理行使に当たって、当該代議員又は代理人は、代理権を証明する書面、又は当該書面に記載すべき事項を電磁的方法により、総会の2日前までに、学会事務局に提出して行う。

- 2 前項の代理権の授与は、総会ごとに行なければならない。

(総会の運営)

第7条 総会の議事の開閉は、議長がこれを宣する。

- 2 議長は、代議員の発言を不当に制限してはならない。

(副議長および書記)

第8条 議長は、必要に応じて副議長及び書記を指名し、総会で選任する。

- 2 副議長は議長を補佐し、必要な場合は議長を代行する。

- 3 書記は議事録等、必要な文書の作成を行う。

(動議の提出)

第9条 出席した代議員は、議事日程を妨げない限り、いつでも動議を議長に提出できる。

- 2 前項の動議が提出されたときは、議長は、これを議案に供するか否かを議場に諮らなければならない。

(議案、動議の再提出の禁止)

第10条 否決又は撤回された議案及び動議は、同一総会において再び提出することができない。

(延期又は続行の決議)

第11条 総会において、その延期又は続行について決議があった場合には、招集に必要な手続きを要しない。

(採決の方法)

第12条 採決は、次のいずれかの方法によるものとする。

- (1) 挙手
 - (2) 起立
 - (3) 投票
- 2 挙手及び起立は、賛成者及び反対者について行う。
 - 3 投票は、学会より配布された用紙を用いて行う。

(メール総会)

第13条 臨時総会のうち定款第29条による総会を、メール総会と呼び、総会の通知及び議決権の行使等を電磁的方法によることができる。

- 2 前項の場合、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行令」第1条及び第2条に定める、代議員による承諾があったものと見なす。

(メール総会における議決権の行使)

第14条 メール総会において、書面又は電磁的方法により議決権を行使する場合には、議決権行使書面、又はその書類に記載すべき内容を電磁的方法により、総会の2日前までに、学会事務局に提出して行う。

(理事等の説明義務)

第15条 理事及び監事は、総会において、代議員から特定の事項について説明を求められた場合には、会員の共同の利益を著しく害する場合その他正当な理由がある場合を除き、当該事項について必要な説明をしなければならない。

第16条 会長は、定款第39条に基づき、役員賠償責任を求める場合には、総会において、責任の原因となった事実及び賠償の責任を負う額等を開示しなければならない。

- 2 前項の議案を提出する場合には、事前に、監事の同意及び理事会の承認をなければならない。

(議事録)

第17条 定款第30条に定める総会の議事録には、次の事項を記載する。

- (1) 日時及び場所
- (2) 代議員の現在数
- (3) 出席した代議員の数及び出席者氏名(表決委任者を含む。)
- (4) 総会に出席した役員の名
- (5) 総会議長の氏名
- (6) 決議事項及び報告事項
- (7) 議事の経過の概要及びその結果
- (8) 議事録署名人による署名
- (9) 議事録作成者の氏名

2 定款第29条の規定によるメール総会の決議又は報告の場合は、以下の事項とする

- (1) 総会決議又は報告事項の内容
 - (2) 決議に関する提案者の氏名
 - (3) 総会決議又は報告の日
 - (4) 議事録作成者の氏名
- 3 前項の場合、定款第30条第2項に定める議事録署名人を、会長及び監事1名とすることができる。

(規則の変更)

第18条 この規則の変更を必要とする場合は、理事会及び総会の決議により定めるものとする。

附 則

1. この規則は、平成23年6月15日から施行する。

付表 第6条 代理権を証明する書面様式を定める。

第14条 議決権行使書面を定める。